

議案第 12 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項中「の子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として墨田区規則で定める者を含む。以下この項、次条第 1 項及び第 3 項並びに第 9 条の 4 第 1 項及び第 3 項において同じ。）」を加え、「、当該」を「当該」に改め、同条第 2 項中「この項において」を削り、「の子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として墨田区規則で定める者を含む。以下この項、次条第 1 項及び第 3 項並びに第 9 条の 4 第 1 項及び第 3 項において同じ。）」を加え、「、当該」を「当該」に、「、要介護者」を「当該要介護者」に改める。

第 9 条の 3 の見出し中「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同条第 2 項

中「前項」を「前2項」に改め、「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第16条の2を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「介護時間」という。)を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、この条例による改正後の第9条の2第1項及び第2項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、墨田区規則で定める。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、育児に係る制度の対象となる子の範囲を拡大するほか、職員が介護時間を取得することができる等の措置を講ずる必要がある。